

返金に関する規定

雇入れ後 6 カ月以内に紹介人材が自己都合により退社した場合は、 貴社に対し次の基準により紹介手数料の一部を弊社が返還するものとする。

- (1)雇入れ後 1 ヶ月未満の場合 紹介手数料の金額の 80%
- (2)雇入れ後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合 紹介手数料の金額の 50%
- (3) 雇入れ後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月未満の場合 紹介手数料の金額の 20%

但し、貴社の都合により退社した場合は、返還は無いものとする。

株式会社 e n j o b